

国民健康保険にご加入のみなさんへ

保険年金課保険年金係 ☎(63)2125

7月下旬に「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」を郵送します。マイナ保険証の有無や年齢等によって異なります。医療機関等を受診する際に窓口で提示するものは、下記をよくご確認ください。

※マイナ保険証とは、健康保険証利用登録をしているマイナンバーカードを指します。

マイナ保険証を持っていない人へ

◆8月1日以降に使用できる「資格確認書(うすむらさき色)」を送付します

- ・「資格確認書」の有効期限は「令和9年7月31日」です。
- 令和9年7月末までに75歳になる人は、75歳の誕生日の前日が有効期限です。

◆医療機関等で診察を受けるときは

- ・お届けした「資格確認書(うすむらさき色)」を利用してください。

マイナ保険証を持っている人へ

◆70歳以上でマイナ保険証を持っている人へ「資格情報のお知らせ」を送付します

- ・資格情報のお知らせには有効期限があります。
- 送付時期になったら、申請不要で新しいものを交付します。

令和8年8月から 令和9年7月までに	新しいものの 送付時期	送付されるもの
70歳になる人	70歳になった月	「資格情報のお知らせ」 ◆70歳になった月の翌月1日から使用できます。 ◆負担割合が記載されています。
70歳から74歳になる人	毎年7月下旬	「資格情報のお知らせ」 ◆負担割合は毎年算定するので毎年送付します。 ◆8月からの新しい負担割合が記載されています。
75歳になる人 (後期高齢者医療へ加入)	75歳になる前の月	「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」 75歳の誕生日から使える後期高齢者医療のもの

※70歳未満の人の「資格情報のお知らせ」には原則有効期限がないため、今回送付していません。
内容に変更があった時のみ、新しいものを交付します。

◆医療機関等で診察を受けるときは

- ・受診の際は、「マイナ保険証」を利用してください。
- ・医療機関等の窓口で、マイナ保険証による資格確認ができないときは、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」の両方を医療機関に提示してください。



「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等で診療を受けることはできません。

他の健康保険に加入したら必ず届け出を!

14日以内にご自身で国保脱退の手続きが必要です。マイナ保険証があっても自動的に処理されません。

必要なもの

新しい健康保険の資格確認書や
資格情報のお知らせ(全員分)
窓口来庁者の本人確認書類・国民健康保険の資格確認書や
資格情報のお知らせ(全員分)

届け出場所

市役所行政棟1階②番窓口保険年金課
各コミュニティセンター

※8月1日以降、有効期限の切れた資格確認書(うすみどり色)は、各自で処分してください。